

⑨ 消費者教育推進役スキルアップ事業

くらし安全・消費生活課

1 実施目的

日々巧妙化する特殊詐欺や悪質な訪問販売・電話勧誘販売などに対処し、消費者被害を未然に防止するためには身近な生活圏レベルでのきめ細やかな消費者教育が必要とされている。平成26年度に策定した「長野県消費生活基本計画・消費者教育推進計画」では、消費者教育を担う人材育成の拠点としての消費生活センターの役割や推進役としての消費生活サポーターの養成などが盛り込まれているが、地域において情報発信していくためには消費者トラブルに関する個別分野の詳細な知識や事例、対象に合わせた効果的な発信方法や講師としての基本的スキルなどが必要なことから、消費者教育の推進役となる消費生活相談員や消費生活サポーター等のレベルに合わせた研修を実施し、消費者教育を担う人材のスキルアップを図る。

2 実施内容

現在登録されている消費生活サポーターは、消費者教育推進役としての知識や経験、実施可能な活動内容等のレベル差が大きいことから、まずは消費生活サポーター全員に対し、今後の活動に向けた意識調査を行い、スキルアップ事業のレベル区分やテーマ設定等の基礎資料とする。

3 予算要求額 50千円（国交付金(10/10) 50千円）（臨）